⑸　本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。

ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。(詳細は入札説明書)

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書の作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　技術提案書のヒアリングは必要に応じて行う。

⑽　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。

⑿　一般競争参加資格を有していない者の参加

上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Makoto Takahashi, The Obligating Officer Director-General Trustee (Financial Affairs), National University Corporation Nagoya University

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Mechanical Equipment Work on Integrated Research Building (Engineering), Nagoya University

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 30 November 2009

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 14 January 2010 (tenders brought with or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 14 January 2010)

⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Facilities Management Department, National University Corporation Nagoya University, Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya-shi, JAPAN 〒464―8601 TEL 052―789―2117

入札公告（建設工事）の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

平成21年11月10日

支出負担行為担当官

北海道開発局旭川開発建設部長　本田　幸一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

平成21年５月29日(号外政府調達第95号)17ページから20ページ「天塩川サンルダム建設事業の内サンルダム堤体建設工事」の入札公告(建設工事)を取り消します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局旭川開発建設部が発注する旭川十勝道路　富良野市　北の峰トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年11月10日

北海道開発局長　関　　克己

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　旭川十勝道路　富良野市　北の峰トンネル工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道富良野市

３　工事内容　トンネル延長：Ｌ＝2,928.0m、内空断面積２：Ａ＝69.8㎡（ＣⅡ－ｂ）、内空断面積２：Ａ＝74.9㎡（ＣⅡ－ｂ（ｉ）、ＤⅠ－ｂ、ＤⅡ、坑口）、内空断面積２：Ａ＝85.7㎡（ＣⅡ－ｂ（非））、内空断面積２：Ａ＝91.9㎡（ＤⅠ－ｂ（非）、ＤⅡ（非））､内空断面積２：Ａ＝98.5㎡（DW）、工法：ＮＡＴＭ

４　工事区分　一般土木

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成21年11月10日から平成21年12月８日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　代表者は、平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積65㎡以上かつ施工延長1,400m以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員については、平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、いずれも当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

(ｲ)　代表者の配置する技術者については、平成６年度以降に、上記６⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成６年度以降にＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（いずれも、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。